

学んで働くあなたを応援！

## 季節労働者等資格取得促進事業の活用を

町では、季節労働者の方などの通年雇用化を図るため、新規に資格を取得した方に、その費用の一部を予算の範囲内で補助しています。

### ▶補助内容

| 補助対象事業(次のいずれかの資格取得事業)                  | 補助金額(千円未満切捨て)                 |
|--|-------------------------------|
| 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する季節労働者資格取得事業に該当する事業 | 対象経費の10分の2と50,000円の、いずれか低い方の額 |
| 介護職員初任者研修課程を修了する事業                     | 対象経費の10分の5と80,000円の、いずれか低い方の額 |
| その他、町長が必要と認める通年雇用化に結びつく資格取得事業          | 町長が必要と認める額                    |

※対象経費は、入学料または登録料、教材費を含む受講料とします。

※補助金額は、受講者の方が支払った額を基に決定します。(他の制度から助成される額を除く)

### ▶補助対象/次のいずれにも当てはまる方

- 町内に居住し、住民基本台帳に記載されている方。
- 町税の滞納がない方。
- 資格取得事業において、資格検定試験に合格した方。
- 取得した資格を活用して、町内事業所で働く意思がある方。
- 資格取得事業の受講に係る費用について、この事業から補助を受けたことがない方。

※補助申請は、資格取得事業による教育訓練などの修了前に行ってください。

ただし、平成25年度については、申請受け付け前に教育訓練などが終了した方も対象とします。

※釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する事業を利用する場合、当該年度または前年度において雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格を得て、現に雇用保険の一般被保険者でないこと。

### ▶提出書類

#### ①申請

- 補助金交付申請書
- 住民票抄本
- 町税に滞納がないことの証明(個人情報利用同意書により省略できます)
- 研修受講申込書(研修内容、受講料など、受講期間が分かるもの)
- 資格取得計画書と就職見込み調書

#### ②実績報告

- 補助金実績報告書
- 資格検定試験の合格を証明する書類(写し)
- 受講料などの領収書

#### ③補助金の請求

- 請求書

※補助金は指定する本人名義の口座に振り込みます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先/役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

## 滞納は許さない！ さらに強化します 滞納処分

### 自立した町づくりのために

広報てしかが11月号でも滞納処分についてお知らせしましたが、町税などは町が存続するための貴重な自主財源であり、滞納すると町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことにもなりかねません。

住みよいまちづくりのためにも、納期内納付の徹底をお願いします。

### 滞納者を引き継ぎます - 釧路・根室広域地方税滞納整理機構 -

滞納処分を専門に処理し、町村に代わって徴税につなげるため、釧路・根室管内11町村(本町を含む)で「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」を設立し、積極的な滞納整理を進めています。

この組織は、例えば弟子屈町から引き継がれた滞納者が、滞納額全額の一括納付、または1年以内の短期的な分割納付をしなければ、徹底した財産調査などを行った上で差し押さえを行い、強制的に徴収します。

また、引き継がれた滞納者については、徴収のための戸別訪問は行わず、差し押さえなどの滞納処分を粛々と進めていきます。この間、弟子屈町役場税務課での納税相談などはできなくなります。

このような滞納処分を受けないためにも、同機構への引き継ぎの対象にならないよう、税の納期内納付や早めの納税相談をお願いします。

#### 【機構が行う滞納処分】

- ▶給与/勤務先の会社へ給与照会を行い、給与を差し押さえます。
- ▶敷金・家賃収入/借家の敷金や入居者の家賃を差し押さえます。
- ▶動産/自動車や貴金属、家電製品などを、強制調査(家宅などの捜索)により差し押さえます。
- ▶不動産/家屋や土地を差し押さえます。
- ▶生命保険/生命保険を強制的に解約し、解約返戻金を差し押さえます。
- ▶預貯金/銀行預金や郵便貯金を差し押さえます。

※これらの処分については、町でも随時実施しています。

### 夜間納税窓口をご利用ください

次のとおり、税務課職員を配置して夜間納税窓口を開設します。日中、役場へ来られない方は、ぜひご利用ください。納税相談も受け付けています。

- ▶開設日/12月25日(水)
- ▶開設場所/役場庁舎(税務課)・川湯支所
- ▶開設時間/午後8時まで

※水道課も同様に開設します。

#### 平成25年度 町税などの納期一覧(12月～3月)

| 月   | 納期限       | 固定資産税 | 町道民税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者保険料 |
|-----|-----------|-------|------|---------|-------|----------|
| 12月 | 12月2日(月)  | 4期    |      | 6期      |       | 6期       |
|     | 12月25日(水) |       | 4期   | 7期      | 4期    | 7期       |
| 1月  | 1月31日(金)  |       |      | 8期      |       | 8期       |
| 2月  | 2月25日(火)  |       |      | 9期      | 5期    | 9期       |

### 個人住民税の特別徴収を

釧路総合振興局と町では、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主(給与支払者)の皆さんを対象に、平成26年度から順次、特別徴収義務者に指定する取り組みを行っています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主の方が従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員の方の代わりに納入していただく制度です。従業員の方にとっては、年12回に分けて徴収(天引き)されるため、普通徴収で年に4回納付書で納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なく、納め忘れがなくなるなどのメリットがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先/役場税務課 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)

12月は

# 町税等完納強調月間です

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？